

渋谷区建築物防火貯水槽設置要綱

改正 平成 12 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、区内において一定規模以上の建築物の建設事業を行う者に対して、防火貯水槽(以下「貯水槽」という。)の設置についての要請を行なうことにより、貯水槽の増設を図り、もって区民の生命、身体及び財産を火災から保護することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)及び建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)並びに消防法(昭和 23 年法律第 186 号)の定めるところによる。

(対象事業)

第 3 条 この要綱は、新築、増築、又は改築の床面積が 3,000 平方メートルを超える建築物の建設事業(以下「事業」という。)を対象とする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業の実施者(以下「事業者」という。)は、第 1 条の目的を達成するため、区長の要請に協力するよう努めなければならない。

(防火貯水槽の設置)

第 5 条 事業者は、次に掲げる基準により、貯水槽を設置するよう努めるものとする。ただし、同等の機能を有する施設がある場合など、区長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

建築物の建設に供する床面積 (㎡)	防火貯水槽の規模 (㎡)
3,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以下のもの	40 ㎡ 以上
5,000 ㎡を超えるもの	100 ㎡ 以上

(設置の協議)

第 6 条 事業者は、法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の申請前又は第 18 条第 2 項の通知前に、所轄の消防署長との協議書、貯水槽の位置を明示した配置図その他の関係図書を、区長に提出し、協議するものとする。

(事業完了報告)

第 7 条 事業者は、当該事業が完了した時点で区長に対して遅滞なく完了の報告をし、完了検査を受けるとともに、消防水利として消防署長の指定を受けるものとする。

(委任)

第 8 条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、都市整備部長が定める。

附則

- この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱の施行の日から起算して 6 月以内に法第 6 条第 1 項の申請又は第 18 条第 2 項の通知をした者は、第 5 条の規定にかかわらず、貯水槽を設置しないことができる。

附則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

問合せ先 渋谷区都市整備部建築課審査係

電話 03-3463-2729